$$A_p=\frac{VH-V_e}{7}$$

この式において、A_p、V、H及びV_eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p　必要開口面積（単位　平方メートル）

V　乗降ロビーと隣接室を連絡する開口部（以下「遮煙開口部」という。）を通過する排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

V_e　当該隣接室又は一般室に設けられた排煙口のうち、令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、開放されているものに直結する排煙口（不燃材料で造られ、かつ、乗降ロビーの給気口の開放に伴い自動的に開放されるものに限る。）の排煙機（当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。）による排出能力（単位　一秒間につき立方メートル）

ハ　遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1)　遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i)　隣接室が、令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る。）で区画され、かつ、令第百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$V=2.7\sqrt{H}$

(ii)　隣接室が、平成十二年建設省告示第千四百号第十五号に規定する不燃材料の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$V=3.3\sqrt{H}$

(iii)　(i)又は(ii)に掲げる場合以外の場合

$V=3.8\sqrt{H}$

(i)から(iii)までの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V　必要排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i)　次の(イ)及び(ロ)に適合するものであること。

(イ)　遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分に限る。）に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ)　(イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{dmp}=0.04VH$$

この式において、A_{dmp}、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{dmp}　必要開口面積（単位　平方メートル）

V　遮煙開口部を通過する排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

(ii)　遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を作動させた状態で、百ニュートン以下の力で開放することができるものであること。

ニ　第一号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ　法第三十四条第二項に規定する建築物における乗降ロビーの排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとすること。

ヘ　火災時に生ずる煙が乗降ロビーに侵入することを有効に防止することができるものとすること。

附　則

この告示は、平成二十一年九月十五日から施行する。

○北陸地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新発田市奥山新保字矢詰二八一番一から同市舟入字念佛塚八六五番五まで	前	四五・〇〇～六四・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	四五・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　七号

供用の区間　開始の区間　図面縦覧場所

新発田市奥山新保字泓六九二番一から同市中曽根字通り下六四三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十五日

○中部地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十五日

路線名　三百二一号

供用の区間　開始の区間　図面縦覧場所

名古屋市緑区小坂二丁目一〇九番から同市緑区滝ノ水三丁目二一〇五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月十五日